

## ワーキング検討経過を踏まえて市町村の観点で更なる検討が必要と考える点

沼津市こども家庭課 笹井康治

### 1. 子ども家庭支援を担う専門職の資格化／専門職の配置・任用要件の見直し

- ①児相・市町村共通の資格化は有意義なことであると考えますが、現況の基礎資格取得状況が児相と市町村でかなり違うと考えられること。市町村の場合、正規職員は無基礎資格者で臨時職員が有基礎資格者という実態などがあると見込まれるので、今後、状況を把握するなかで更なる検討が必要。
- ②前項に関連して、1,000程度の市（一部町）に置かれている家児相相談員の資格要件との調整も必要。同じく児童福祉担当の社会福祉主事をどのように扱うについても検討が必要
- ③市町村の職員採用試験において、保健師と保育士以外は一般行政職として募集しているところもあり、各市町村の状況把握と専門職採用や任用がしやすくなる仕組み開発が必要
- ④現職にある人への経過措置及び資格所持者と同等となれるような研修が必要

### 2. 通告・初期対応システムの整備

- ①一般通告は「189」、要対協通告は「市町村要対協」を基本とすることが必要
- ②「189」については、児童虐待通告だけでなく、児童虐待相談（自ら虐待の不安を持つなど）についても対応すべき。→子育て相談や出産相談は基本的に除外（市町村につなぐ）  
※周知ポスターにある範囲は、国民の通告機会利便性向上の意味で189で対応すべき
  - ア.あの子、もしかしたら虐待を受けているのかしら…
  - イ.子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう…
  - ウ.近くに子育てに悩んでいる人がいる
- ③「通告は189へ」と周知しても市町村に入る通告はあるので、その時の処理方法の検討が必要  
→「その電話は189へかけてください」にならないように
- ④児童福祉法25条に規定される「要保護児童発見者の通告義務」規定の「保護者に監護させることが不相当と認められる児童」と「保護者のない児童」も対象として規定していることも勘案して当面、通告先は「児童相談所若しくは市町村」という現行規定を維持すべき

### 3. 介入保護・支援機能の分化

- ①窓口の一本化によるトリアージは、当初対応（調査）の振り分けはできるが、対応（調査）後にアセスメントに基づく振り分けが必要であり、虐待専門委員会報告書でも指摘されている「共通アセスメントシート」の開発及び運用方法の周知などの対応が必要
- ②その後も、状況により再振り分けの必要性検討が必要となり、これについては、当面、児相が担うことが適切と考えるが、ケースワーク担当部署（者）ではないところで行うべき
- ③原則、町村には福祉事務所がなく生活保護法や母子寡婦福祉法に基づく業務は県の福祉事務所が担っていることや、人口規模に起因して支援機能を担える社会的資源が乏しい場合があることから、そのことへの配慮が必要

### 4. 法改正及び経過措置について（要望）

これまでの論議では、市町村業務が質量とも拡大し、児相業務も大きく変化していくことになる。特に、市町村体制は人口規模や行政組織の違いなどで自治体間での差が大きいことなどから体制整備には、時間と手間と財源を要すると考える。法改正は「あるべき姿」を目指すべきと考えるが、具体化にあたっては、市町村及び児童相談所の現場の状況も十分踏まえるなかで、段階的な施行等の配慮が必要と考える。

また、市町村は少子高齢化が進む中で子ども子育て支援法等に基づき、子育て支援や妊娠・出産・育児の切れない支援についても求められており、そのこととも考慮し丁寧な対応が必要。